

県道、市道等の交通安全対策について (回答)

- 提出者：上北条地区自治公民館協議会
- 受付日：平成 27 年 12 月 11 日
- 回答日：平成 28 年 1 月 12 日

1 小田地区(農道へのカーブミラー設置)について

【回答：農林課 Tel 22-8157】

このたび要望の農道は地元管理農道ですので、地元で対応をお願いします。カーブミラーの設置、あるいはその他の方法（徐行標記、警笛鳴らせの看板等）についても検討願います。

カーブミラーを設置される場合には、農林課の原材料支給制度（限度額：原材料費 130 千円、機械借上料 110 千円）が利用できます。

なお、この制度は、1 集落 1 年に 1 回と制限させていただいており、小田集落では平成 27 年度既にご利用済みですので、平成 28 年度以降でのご利用となります。本制度を利用される場合には、集落内で十分ご協議いただき農林課へ申請してください。

カーブミラーを設置される際には、設置個所の土地所有者を確認し、了承を得られたうえで設置願います。また、カーブミラー設置後は、地元において維持管理(修繕等含む)をお願いします。